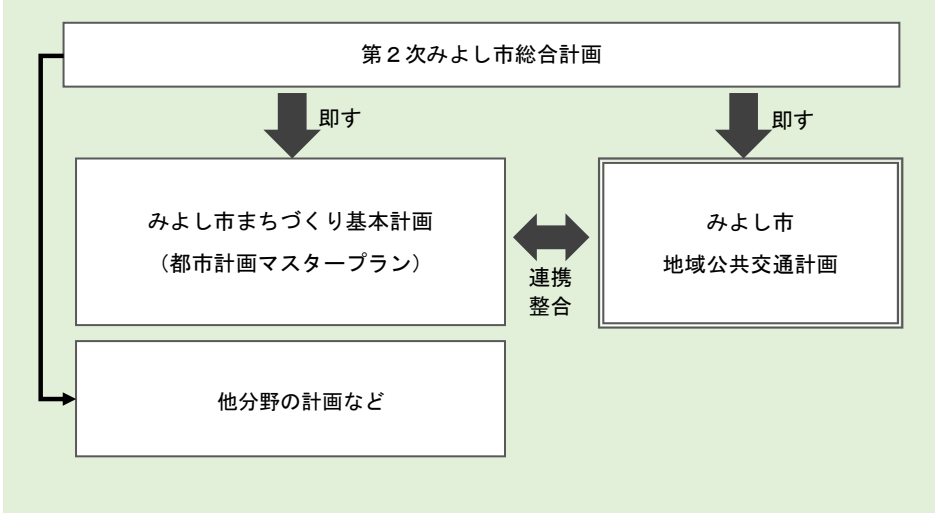
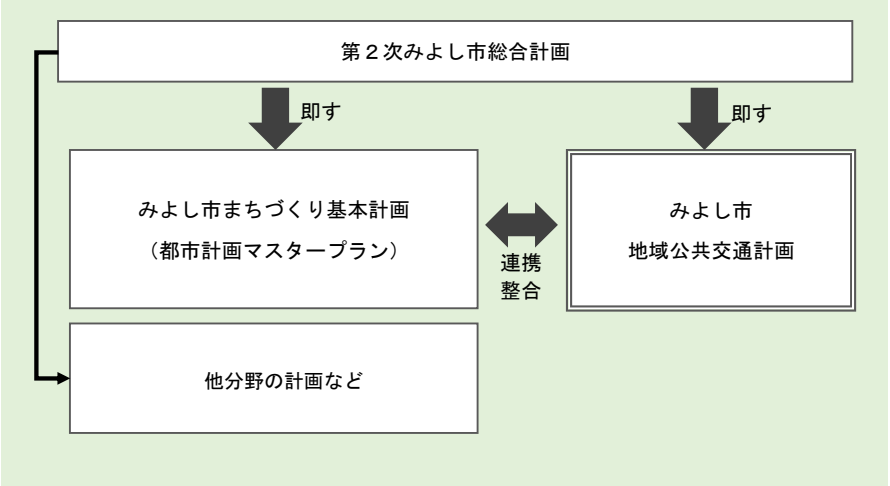


変更案	現行
策定 令和2年3月 変更 令和6年3月 みよし市地域公共交通計画   みよし市	令和2年3月 みよし市地域公共交通計画   みよし市 表紙

変更案		現行	
目 次		目 次	
はじめに みよし市地域公共交通計画策定の背景と目的		はじめに みよし市地域公共交通計画策定の背景と目的	
(1) 計画策定のねらい..... 1		(1) 計画策定のねらい..... 1	
(2) 計画変更のねらい..... 2		(2) 計画の位置付け..... 2	
(3) 計画の位置付け..... 2			
第1章 みよし市の地域概況の整理		第1章 みよし市の地域概況の整理	
(1) 上位・関連計画の整理..... 3		(1) 上位・関連計画の整理..... 3	
(2) みよし市の概況整理..... 6		(2) みよし市の概況整理..... 6	
(3) 公共交通の現状整理..... 11		(3) 公共交通の現状整理..... 11	
(4) 周辺自治体の交通分析及び整理..... 18		(4) 周辺自治体の交通分析及び整理..... 18	
第2章 各種利用実態及びニーズ調査の実施・分析		第2章 各種利用実態及びニーズ調査の実施・分析	
(1) 市民アンケート..... 25		(1) 市民アンケート..... 25	
(2) 65歳以上市民アンケート..... 28		(2) 65歳以上市民アンケート..... 28	
(3) バス等利用者アンケート..... 31		(3) バス等利用者アンケート..... 31	
(4) 乗降調査..... 34		(4) 乗降調査..... 34	
(5) 主要集客施設調査..... 40		(5) 主要集客施設調査..... 40	
(6) 住民懇談会..... 43		(6) 住民懇談会..... 43	
(7) 交通事業者ヒアリング..... 44		(7) 交通事業者ヒアリング..... 44	
第3章 みよし市における地域公共交通の課題		第3章 みよし市における地域公共交通の課題	
(1) 各種調査結果からみた個別課題の抽出..... 45		(1) 各種調査結果からみた個別課題の抽出..... 45	
(2) 個別課題から導かれる集約課題..... 47		(2) 個別課題から導かれる集約課題..... 47	
第4章 計画の区域と計画期間		第4章 計画の区域と計画期間	
(1) 計画の区域..... 65		(1) 計画の区域..... 65	
(2) 計画期間..... 66		(2) 計画期間..... 66	
		目次	

変更案	現行
(2)計画変更のねらい 本市は、令和２年３月にコミュニティバスをはじめ、鉄道、路線バス及びタクシーが連携した公共交通サービスの提供や、交通体系のあり方の検討を行い、まちづくりと一体となった持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、現在のみよし市地域公共交通計画を策定しました。 計画期間を令和２年から令和６年までの５か年とし、みよし市の公共交通のめざす姿を「人とまちをつなぐ 快適交流都市 みよし」と定め、地域公共交通に関わる全ての関係者と連携・協働した取組を推進してきました。 そうした中、令和２年１１月に地域公共交通活性化再生法が改正され、地域公共交通の維持における取組が一層重要となりました。 また、改正に合わせ、国土交通省が地域公共交通の維持のため、さんさんバスといった乗合バスの運行費等に対し、財政支援を講じる「地域公共交通確保維持事業」において、令和７年度(令和６年１０月から令和７年９月)の対象事業から地域公共交通計画における補助系統等の位置付けの補助要件化（計画制度と補助制度の連動化）が必要である旨の通達がなされました。 新型コロナウイルス感染症の影響により、地域公共交通の利用者数は大幅に減少し、現在移動需要は高まりつつありますが、公共交通全体で危機的な状況となっています。 みよし市地域公共交通計画は、計画期間の終了に合わせ、改訂する予定としていますが、現在の計画では、「地域公共交通確保維持事業」の補助要件を満たしておらず、改正に対応した計画とするため、令和６年３月のみよし市地域公共交通計画を変更します。 (3)計画の位置付け 本計画は、第２次みよし市総合計画に即して、みよし市まちづくり基本計画（都市計画マスタープラン）や、みよし市中心市街地基本構想の内容との連携や整合を図りつつ、「地域公共交通活性化再生法」の規定に基づきながら、地域の実状や市民のニーズを踏まえた持続可能な公共交通網の形成に向けた方向性を定めるものです。 図 はじめに-1 みよし市地域公共交通計画の位置付け 	(2)計画の位置付け 本計画は、第２次みよし市総合計画に即して、みよし市まちづくり基本計画（都市計画マスタープラン）や、みよし市中心市街地基本構想の内容との連携や整合を図りつつ、「地域公共交通活性化再生法」の規定に基づきながら、地域の実状や市民のニーズを踏まえた持続可能な公共交通網の形成に向けた方向性を定めるものです。 図 はじめに-1 みよし市地域公共交通計画の位置付け 

変更案

(2)計画期間

本計画の計画期間は、地域公共交通活性化再生法の基本方針で示される 5 年程度を原則としつ
つ、第 2 次総合計画やまちづくり基本計画で示される将来都市構造に向けた公共交通ネットワークの再
編を図る視点に考慮する必要があることから、これら上位・関連計画との整合性を図り、**令和 2 年度
から令和 6 年度までの 5 か年**とします。

なお、計画期間内であっても、公共交通の利用に係る安全性の確保や利便性の向上について、個別
の見直し事項等が発生した場合には、適切な時期に見直しを実施するものとします。

表 4-1 上位・関連計画の期間

	総合計画 (基本計画)	地域公共交通計画等	まちづくり基本計画 (都市計画マスタープラン)	
～平成 25 年度	第 1 次総合計画	交通基本計画	まちづくり基本計画	
平成 26 年度				
平成 27 年度				
平成 28 年度				
平成 29 年度				
平成 30 年度	第 2 次総合計画	策定	改訂	
令和元年度				
令和 2 年度		即す	まちづくり基本計画	
令和 3 年度		即す		
令和 4 年度		連携・整合	改訂	
令和 5 年度		変更		
令和 6 年度		地域公共交通計画	まちづくり基本計画	
令和 7 年度		改訂		
令和 8 年度		地域公共交通計画	まちづくり基本計画	
令和 9 年度				
令和 10 年度		見直し	まちづくり基本計画	
令和 11 年度		見直し		
令和 12 年度				

現行

(2)計画期間

本計画の計画期間は、地域公共交通活性化再生法の基本方針で示される 5 年程度を原則としつ
つ、第 2 次総合計画やまちづくり基本計画で示される将来都市構造に向けた公共交通ネットワークの再
編を図る視点に考慮する必要があることから、これら上位・関連計画との整合性を図り、**令和 2 年度
から令和 6 年度までの 5 か年**とします。

なお、計画期間内であっても、公共交通の利用に係る安全性の確保や利便性の向上について、個別
の見直し事項等が発生した場合には、適切な時期に見直しを実施するものとします。

表 4-1 上位・関連計画の期間

	総合計画 (基本計画)	地域公共交通計画等	まちづくり基本計画 (都市計画マスタープラン)	
～平成 25 年度	第 1 次総合計画	交通基本計画	まちづくり基本計画	
平成 26 年度				
平成 27 年度				
平成 28 年度				
平成 29 年度				
平成 30 年度	第 2 次総合計画	策定	改訂	
令和元年度				
令和 2 年度		即す	まちづくり基本計画	
令和 3 年度		即す		
令和 4 年度		連携・整合	改訂	
令和 5 年度		改訂		
令和 6 年度		地域公共交通計画	まちづくり基本計画	
令和 7 年度		改訂		
令和 8 年度		地域公共交通計画	まちづくり基本計画	
令和 9 年度				
令和 10 年度		見直し	まちづくり基本計画	
令和 11 年度		見直し		
令和 12 年度				

P66

変更案		現行	
表 6-1 目標指標の基準値（1/2）		表 6-1 目標指標の基準値（1/2）	
めざす姿 ・ 基本目標	目標基準値（令和 6 年度）	めざす姿 ・ 基本目標	目標基準値（令和 6 年度）
【公共交通のめざす姿】 「人とまちをつなぐ 快適交流都市 みよし」	【目標指標】市内公共交通全体の利用者数の増加	【公共交通のめざす姿】 「人とまちをつなぐ 快適交流都市 みよし」	【目標指標】市内公共交通全体の利用者数の増加

変更案			現行		
表 6-1 目標指標の基準値 (2/2)			表 6-1 目標指標の基準値 (2/2)		
めざす姿 ・ 基本目標	目標基準値 (令和 6 年度)		めざす姿 ・ 基本目標	目標基準値 (令和 6 年度)	
【基本目標Ⅱ】 市内の各地域を結ぶ利便性の高い交流ネットワークの形成	【目標指標】さんさんバスの利用者数の増加		【基本目標Ⅱ】 市内の各地域を結ぶ利便性の高い交流ネットワークの形成	【目標指標】さんさんバスの利用者数の増加	
	さんさんバスの年間利用者数※7	277,342 人		さんさんバスの年間利用者数※7	277,342 人
	(データ取得方法：交通事業者の輸送実績により集計)			(みよし市)	
	※ 7：第 2 次みよし市総合計画において、さんさんバス利用者数の目標について、中間年度の令和 5 年度で 315,000 人、最終年度の令和 10 年度で 330,000 人と定めていることから、中間年度と最終年度の間の各年増加分を 3,000 人と求め、中間年度の目標値 315,000 人に 3,000 人を加えた数値。			※ 7：第 2 次みよし市総合計画において、さんさんバス利用者数の目標について、中間年度の令和 5 年度で 315,000 人、最終年度の令和 10 年度で 330,000 人と定めていることから、中間年度と最終年度の間の各年増加分を 3,000 人と求め、中間年度の目標値 315,000 人に 3,000 人を加えた数値。	
【基本目標Ⅲ】 みんなが利用しやすく、わかりやすい公共交通サービスの充実	【目標指標】案内や情報に関する不満割合の減少		【基本目標Ⅲ】 みんなが利用しやすく、わかりやすい公共交通サービスの充実	【目標指標】案内や情報に関する不満割合の減少	
	バス停・乗降場の行き先案内や時刻表の見やすさの不満割合※8	8.0%		バス停・乗降場の行き先案内や時刻表の見やすさの不満割合※8	8.0%
	乗継情報や案内のわかりやすさの不満割合※9	11.3%		乗継情報や案内のわかりやすさの不満割合※9	11.3%
	(データ取得方法：利用者アンケートにより集計)			(利用者アンケート)	
	※ 8：バス停・乗降場の行き先案内や時刻表の見やすさの不満割合は、バス等利用者アンケート (p.31 図 2-15) における「⑨バス停・乗降場の行き先案内や時刻表の見やすさ」の「不満」と「やや不満」の回答割合の合計値。			※ 8：バス停・乗降場の行き先案内や時刻表の見やすさの不満割合は、バス等利用者アンケート (p.31 図 2-15) における「⑨バス停・乗降場の行き先案内や時刻表の見やすさ」の「不満」と「やや不満」の回答割合の合計値。	
	※ 9：乗継情報や案内のわかりやすさの不満割合は、バス等利用者アンケート (p.31 図 2-15) における「⑩乗継情報や案内のわかりやすさ」の「不満」と「やや不満」の回答割合の合計値。			※ 9：乗継情報や案内のわかりやすさの不満割合は、バス等利用者アンケート (p.31 図 2-15) における「⑩乗継情報や案内のわかりやすさ」の「不満」と「やや不満」の回答割合の合計値。	
【基本目標Ⅳ】 乗り続けられる地域公共交通のための取組の展開	【目標指標】市民を対象とした乗り方教室の実施状況		【基本目標Ⅳ】 乗り続けられる地域公共交通のための取組の展開	【目標指標】市民を対象とした乗り方教室の実施状況	
	市民を対象とした乗り方教室の実施	0 回		市民を対象とした乗り方教室の実施	0 回
	(データ取得方法：実施回数を集計)			(みよし市)	

変更案	現行
第7章 目標を達成するために実施する施策・事業とその実施主体 (1)公共交通の機能分類とサービス確保の考え方 計画の目標を達成するため、みよし市の公共交通に関わる全ての関係者が連携・協働して展開していく施策を整理するうえで、みよし市の公共交通ネットワークを構成している鉄道や各種バス交通及びタクシーの機能と、そのサービス確保の考え方について、以下に整理します。 図 7-1 基本目標を展開した公共交通ネットワークイメージ	第7章 目標を達成するために実施する施策・事業とその実施主体 (1)公共交通の機能分類とサービス確保の考え方 計画の目標を達成するため、みよし市の公共交通に関わる全ての関係者が連携・協働して展開していく施策を整理するうえで、みよし市の公共交通ネットワークを構成している鉄道や各種バス交通及びタクシーの機能と、そのサービス確保の考え方について、以下に整理します。 図 7-1 基本目標を展開した公共交通ネットワークイメージ

変更案

現行

(参考：令和6年3月時点の公共交通ネットワーク)



(ページなし)

※ 1については、地域公共交通確保維持改善事業の地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の対象
(名鉄バスについては、星ヶ丘豊田線に限る)

※ 2については、地域公共交通確保維持改善事業の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の対象

参考
添付

変更案

大量輸送

個別輸送

表 7-1 公共交通の機能分類とサービス確保の考え方					
種類	路線機能	サービス確保の考え方	運営	料金体系	該当する路線
東西公共交通軸	名古屋市及び豊田市などの東西方向を結ぶ都市間移動ニーズに対応する鉄道とバス路線	・移動ニーズに応じた現行サービス水準を確保 ・交通事業者が主体的に運行	交通事業者	距離制運賃	名鉄豊田線 高速バス (名鉄バス・JR東海バス) 名鉄バス星ヶ丘豊田線 名鉄バスイオン赤池線
南北公共交通軸	南北方向を結ぶ、広域的な移動ニーズに対応する各種バス路線	・移動ニーズに応じた現行サービス水準を確保 ・愛教大線は交通事業者が、さんさんバスはみよし市が主体的に運行し、 地域公共交通確保維持改善事業を活用し持続可能な運行を行う	交通事業者 みよし市	距離制運賃 均一運賃	名鉄バス愛教大線 さんさんバス拠点連携線 さんさんバス三好黒笹線
地域公共交通軸	市内の地域を連携し、市内の移動利便性を向上させ、本市の移動の核となるバス路線 交通結節点では、他の公共交通との接続に配慮するとともに、必要に応じ他市町と連携する路線	・移動ニーズに応じた現行サービス水準の向上 ・上記公共交通や、市域内バス同士の乗継を考慮したダイヤ設定 ・みよし市が主体的に運行し、 地域公共交通確保維持改善事業を活用し持続可能な運行を行う	みよし市	均一運賃	さんさんバス福田明知線
	人口密度の高い市街地と駅前拠点を結び、上記公共交通軸の補完的な機能を担うバス路線	・地域の移動ニーズに応じたサービス水準を確保 ・交通事業者が主体的に運行（市と連携）	交通事業者	均一運賃	三好ヶ丘ループバス
地域支援交通	地域の移動ニーズに対応し、地域公共交通軸と乗り換えることに重点を置いた交通システム	・地域の移動ニーズに応じたサービス水準を確保 ・みよし市が主体的に運行	みよし市	均一運賃 (さんさんバスと連携)	乗継タクシー
個別輸送	個別の移動ニーズに対応し、上記公共交通だけではカバーできない移動ニーズに対応	・移動ニーズに応じたサービス水準を確保 ・交通事業者が主体的に運行	交通事業者	対距離時間制運賃	一般タクシー

現行

大量輸送

個別輸送

表 7-1 公共交通の機能分類とサービス確保の考え方					
種類	路線機能	サービス確保の考え方	運営	料金体系	該当する路線
東西公共交通軸	名古屋市及び豊田市などの東西方向を結ぶ都市間移動ニーズに対応する鉄道とバス路線	・移動ニーズに応じた現行サービス水準を確保 ・交通事業者が主体的に運行	交通事業者	距離制運賃	名鉄豊田線 高速バス (名鉄バス・JR東海バス) 名鉄バス星ヶ丘豊田線 名鉄バスイオン赤池線
南北公共交通軸	南北方向を結ぶ、広域的な移動ニーズに対応する各種バス路線	・移動ニーズに応じた現行サービス水準を確保 ・愛教大線は交通事業者が、さんさんバスはみよし市が主体的に運行	交通事業者 みよし市	距離制運賃 均一運賃	名鉄バス愛教大線 さんさんバス
地域公共交通軸	市内の地域を連携し、市内の移動利便性を向上させ、本市の移動の核となるバス路線 交通結節点では、他の公共交通との接続に配慮するとともに、必要に応じ他市町と連携する路線	・移動ニーズに応じた現行サービス水準の向上 ・上記公共交通や、市域内バス同士の乗継を考慮したダイヤ設定 ・みよし市が主体的に運行	みよし市	均一運賃	さんさんバス
	人口密度の高い市街地と駅前拠点を結び、上記公共交通軸の補完的な機能を担うバス路線	・地域の移動ニーズに応じたサービス水準を確保 ・交通事業者が主体的に運行（市と連携）	交通事業者	均一運賃	三好ヶ丘ループバス
地域支援交通	地域の移動ニーズに対応し、地域公共交通軸と乗り換えることに重点を置いた交通システム	・地域の移動ニーズに応じたサービス水準を確保 ・みよし市が主体的に運行	みよし市	均一運賃 (さんさんバスと連携)	乗合タクシー
個別輸送	個別の移動ニーズに対応し、上記公共交通だけではカバーできない移動ニーズに対応	・移動ニーズに応じたサービス水準を確保 ・交通事業者が主体的に運行	交通事業者	対距離時間制運賃	一般タクシー

P76

変更案	現行
補足説明(南北公共交通軸と地域公共交通軸におけるさんさんバス路線の必要性について) ・南北公共交通軸のさんさんバス拠点連携線・三好黒笹線は、地域間幹線系統に位置付けられ、市中心部から市北部の鉄道駅、市域外の病院への移動を可能としており、通勤・通学、通院、買い物・飲食などの移動を確保するため、重要な役割を担っています。特に、市中心部のイオン三好 アイ・モール、市北部の三好ヶ丘駅、市域を跨ぐ豊田厚生病院のバス停の利用が多く、南北に長い本市の移動を確保することができています。 一方で、自治体や事業者の努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統国庫補助金（車両購入費も含む））により運行を維持する必要があります。 ・地域公共交通軸のさんさんバス福田明知線は、フィーダー系統に位置付けられ、鉄道や地域間幹線がない市南部地域で運行しており、地域内の日常生活を支え、通院、買い物・飲食などの移動を確保することができています。 また、市中心部の交通結節点において地域間幹線系統と接続しており、市北部への移動、また、民間路線による東西の移動も可能としていることから、市内全域並びに市域外への移動を支える重要な路線となっています。 一方で、自治体や事業者の努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統国庫補助金）により運行を維持する必要があります。 図7-2 交通手段の役割の整理 図7-3 交通手段の料金体系の整理	図7-2 交通手段の役割の整理 図7-3 交通手段の料金体系の整理

変更案

<具体的な事業概要>

事業概要		実施主体			
東西公共交通軸機能の維持（名鉄豊田線、高速バス(名鉄バス・J R東海バス)、名鉄バス星ヶ丘豊田線、イオン赤池線）		交通事業者			
南北公共交通軸機能の維持（名鉄バス愛教大線）		交通事業者			
南北公共交通軸の改善（さんさんバス拠点連携線・三好黒笹線）		みよし市（運行は交通事業者）			
地域公共交通軸の改善（さんさんバス福田明知線）		みよし市（運行は交通事業者）			
地域公共交通軸の維持（三好ヶ丘ループバス）		交通事業者			
地域支援交通の維持（乗継タクシー）		みよし市（運行は交通事業者）			
個別輸送の維持（一般タクシー）		交通事業者			

	種類	起点	経由地	終点	事業区分
東西公共交通軸機能	・名鉄豊田線	赤池	三好ヶ丘	豊田市	鉄道
	・高速バス 名鉄バス J R東海バス	豊田市 名古屋	三好	中部国際空港 東京	一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期）
	・名鉄バス 星ヶ丘豊田線※1 イオン赤池線	赤池 赤池	三好 御岳	豊田市 イオン三好店アイモール	一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期）
南北公共交通軸機能	・名鉄バス 愛教大線 ・さんさんバス 拠点連携線※1 三好黒笹線※1	イオン三好店アイモール 豊田厚生病院 黒笹駅	愛知教育大前 イオン三好 アイ・モール	知立駅 みよし市民病院 イオン三好 アイ・モール	一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期）
地域公共交通軸	・さんさんバス 福田明知線※2 ・三好ヶ丘ループバス	福田児童館 三好ヶ丘駅	イオン三好 アイ・モール	明知下公民館 三好ヶ丘駅	一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期）
地域支援交通	・乗継タクシー				一般乗用旅客自動車運送事業
個別輸送	・一般タクシー				一般乗用旅客自動車運送事業

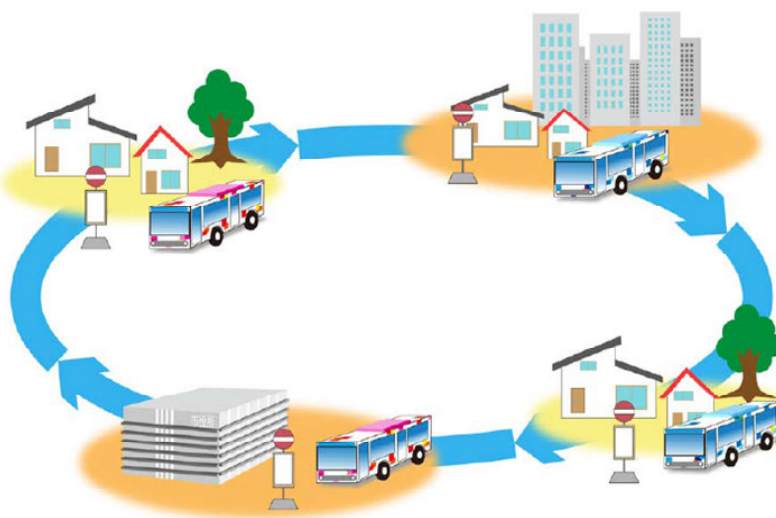
※ 1 については、地域公共交通確保維持改善事業の地域間幹線系統国庫補助金の対象(さんさんバスについては車両購入費補助も含む)

※ 2 については、地域公共交通確保維持改善事業の地域内フィーダー系統国庫補助金の対象

現行

<具体的な事業内容>

事業内容		実施主体	
東西公共交通軸機能の維持（名鉄豊田線、高速バス(名鉄バス・J R東海バス)、名鉄バス星ヶ丘豊田線、イオン赤池線）		交通事業者	
南北公共交通軸機能の維持（名鉄バス愛教大線）		交通事業者	
南北公共交通軸・地域公共交通軸の改善（さんさんバス）		みよし市・交通事業者	
地域公共交通軸の維持（三好ヶ丘ループバス）		交通事業者	
地域支援交通の維持（乗合タクシー）		みよし市・地域交通事業者	
個別輸送の維持（一般タクシー）		交通事業者	



P80

本計画で実施する各事業の実施スケジュールと、その実施主体について一覧で整理します。

表 7-2 事業の実施スケジュールと実施主体（アクションプラン）

- ※「地域」には地域住民をはじめ、地域の各種団体、企業、事業者を含んでいます。
- ※尾三地区：みよし市、日進市、東郷町、豊明市、長久手市がなる地区のこと。
- ※バス車両の導入にあたっては、地域公共交通確保維持事業の車両購入費補助を活用

本計画で実施する各事業の実施スケジュールと、その実施主体について一覧で整理します。

表 7-2 事業の実施スケジュールと実施主体（アクションプラン）

- *「地域」には地域住民をはじめ、地域の各種団体、企業、事業者を含んでいます。
- *尾三地区：みよし市、日進市、東郷町、豊明市、長久手市からなる地区のこと。

変更案		現行	
みよし市地域公共交通計画 令和2年(2020 年)3月 発行 令和6年(2024年)3月 変更		みよし市地域公共交通計画 令和2年(2020 年)3月 発行	
●発 行 みよし市 ●編 集 都市建設部 都市計画課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂 50 番地 ●TEL 0561-32-2111 (代表) ●FAX 0561-32-2165 ●URL http://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/		●発 行 みよし市 ●編 集 政策推進部 企画政策課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂 50 番地 ●TEL 0561-32-2111 (代表) ●FAX 0561-32-2165 ●URL http://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/	